

ジャパンカップ・コンテストルール

1. コンテストの趣旨

ジャパンアップ・コンテストは優れたクロスアップ・マジシャンを発掘することを目的としています。ただし、ここで「優れたクロスアップ・マジシャン」というのは、一般の観客に受け入れられるマジシャンであると同時に、マジシャンの間からも高い評価を受けるようなクロスアップ・マジシャンを指します。従って、ジャパンカップで金賞を獲得したマジシャンは、優れた才能と技量を備えたプロマジシャンとして通用するに足るものと確信しています。また、このようなクロスアップ・マジシャンは、その後、**JCMA**が所属する **FISM** 主催の **WCM** (マジック世界チャンピオンシップ) をはじめとする、世界的なマジックのコンテストに挑戦されることが強く期待されることになります。

ところで、「そもそも『クロスアップマジック』とは何か」という問いについて、長年にわたり、クロスアップマジックに造詣の深い方々と議論を交わした結果、**JCMA**は次のような認識に立っています。すなわち、「クロスアップマジック」の定義はマジシャンの数だけある(!) というものです。クロスアップマジックなんだからテーブルを使わなければならない、と主張される方もいらっしゃいますし、使う道具はカードやコインのように小さなものでなくてはならない、と主張される方もいらっしゃいます。また、動物が出てきた時点で、もはやそれはクロスアップマジックとは言えない、とおっしゃる方もおいでです。しかしこのような状況の中で **JCMA** としては、ジャパンカップ・コンテストを催行していく上で、『クロスアップマジック』とは何か」という定義をしなければなりません。そこで **JCMA** が特に考慮したいと考えている点は、演技の内容が会場の大きさに見合っているかどうか(演技を行う会場での観客数は約25名です)という点と、演技が観客にハッキリ見えるかどうか(あまりに小さな道具や、観客に適切に示すことが出来ない道具を使つての演技は不相当と考えます)という点です。また、これは主観的な判断要素も含まれてくるところですが、**JCMA** としては、ジャパンカップ・コンテストをステージマジックやパーラーマジックではなく、クロスアップマジックのコンテストにしたいという意思がある、という点です。このような客観的並びに主観的条件のもとで、**JCMA** としては、「クロスアップマジック」の定義を次のように定めることとしました。

**ある演技について、それがクロスアップマジックに見えた場合、
それはまさしくクロスアップマジックである。**

従って、事前選考委員各位がある演者の演技を見て、それがクロスアップマジックであると感じられた場合で、かつ、その演技がジャパンカップ・コンテストの水準に達していると判断された場合、その演者はジャパンカップ・コンテストのコンテストアントとして認められることとなります。そして事前選考委員としてはそれぞれの演技に関して、それ以上の基準(テーブルを使うかどうか、どのような道具を使用するか、立って演じるか座つ

て演じるか、等々) に当てはめて検討することは一切ありません。以上の点を十分ご理解頂き、ご自分の演じようとしている現象、あるいは特定のプレゼンテーションの仕方が、ジャパンカップ・コンテストの「クローズアップ・マジック」という定義に合致するか否か、ということに関して電話や文書で **JCMA** に問い合わせをなさるようなことはどうぞご遠慮下さい。**JCMA** としては、公平を期するために、このような質問につきましてはどなたにもお答えを致しませんこと、あらかじめご承知置き下さい。

2. 参加資格

①ジャパンカップ・コンテストの水準に達している方であれば、国籍、所属団体を問わずどなたでも参加申し込みが出来ます。

② **JCMA** に演技の DVD を送付し、事前選考委員会による選考でジャパンカップ・コンテストのコンテストアントとして認められた方が、ジャパンカップ・コンテストに出場出来ます。

DVD は、日本国内で使用する DVD プレーヤーで再生可能なフォーマットでなければなりません。パソコンでしか再生出来ない DVD は選考出来ませんので重ねてご注意下さい。この DVD による事前選考に関しては費用がかからないものとします。ただし、ビデオの送料等、これにかかる経費は一切コンテストアントの負担とします。また、ジャパンカップ・コンテスト出場可否に関わらず、**JCMA** が受理したビデオは返却致しません。ただし、**JCMA** は受理したビデオを資料映像として保管するかまたは廃棄をし、一般に公開しないことを保証致します。

③ジャパンカップ・コンテストに出場出来るコンテストアントの人数は8名以下とします。

④過去のジャパンカップ・コンテストに参加して金賞を受賞した方は、同一の演技で再びジャパンカップ・コンテストに参加することは出来ません。

3. 賞の種類

① **JCMA** から贈られる賞は Golden Award (金賞 (1位))、及び Mt. FUJI Award *の2つです。それぞれの賞の受賞者には賞状が贈られます。

* Mt. FUJI Award について。コンテスト運営責任者のポール・クリッテリー氏が2008年に、東海道新幹線に乗っていたときのこと。車窓から見えた富士山の姿にポール氏は感激し、夢中でカメラのシャッターをきりました。事実、そのときの富士山は、今までにポール氏が写真や映像で見たどの富士山よりも美しかったのだそうです。ところが、ふと我に返ると、周りの日本人は富士山には全く関心を示さず、お弁当を食べたり、本を読んだりしていたのだそうです。そこでポール氏は考えました。富士山を普段から見慣れている人は富士山を見ても感激しない。マジックについても同じことが言えるのだ、と。そこでマジックを生で見るのは初めて、というような方々を審査員とした、一般の観客の気持ちを反映し

た賞を創設することも有意義なのではないか、と、思うに至り、これを Mt. FUJI Award と名付けました。

②各賞の受賞者は自分のプロフィールに次のようなタイトルを使用することが出来ます。

(例) ジャパンカップ 2010 金賞受賞

(英文表記：The Japan Cup 2010 Golden Award Winner)

③他の団体や会社・個人により、特別賞が設けられる場合があります。

4. 審査

① **JCMA** の事前選考審査会がジャパンカップ・コンテストの出場者（8名以下）を選考します。この際、若干名の補欠者も選考される場合があります。補欠者は正規の出場者が出場を辞退された場合に、出場出来ます。

②金賞は、5名の審査員による審査会で決定されます。審査は審査員各位の採点結果に基づいて行われます（審査用紙・審査基準は、本文書の最後に添付されています。）。コンテスト終了後に、コンテスト運営責任者は審査員を招集し、審査会を実施します。この場で、審査員各位の採点結果をもとに議論が行われ、最終的に金賞受賞者が決定されます。尚、特別賞が設けられる場合は、特別賞受賞者についてもこの審査会で決定されます。

③ Mt. Fuji Award の選考に当たって **JCMA** は、21名のマジシャンではない一般の方々に、ご協力を頂きます。この21名の方々にジャパンカップ・コンテストの一般審査員となって頂き、この一般審査員の投票によって、Mt. Fuji Award の受賞者を決定します。尚、投票は1人1票とし、一般審査員の方々には Mt. Fuji Award とはどのような賞であるのか、といった、次のようなごく一般的な説明を事前に行うものとします。「Mt. Fuji Award とはコンテストで最も不思議、かつ最も楽しい演技をされた方に贈る賞です。」尚、ここで重要なことは、「不思議であること」と「楽しいこと」との両方が、同程度の比重をもった判断基準になる、ということです。**JCMA** としては、一般審査員の方々にそれ以上の審査基準を説明することはありません。また、一般審査員はジャパンカップ・コンテスト中並びに投票前に互いに意見交換をすることをご遠慮願うことと致します。

④審査員の選考は、**JCMA** 理事会にて行われるものとします。尚、審査員は、ジャパンカップ参加者の中から選ばれるものとします。

⑤コンテストの演技が、明らか他のマジシャンのコピーもしくは、重要で効果的な部分を真似していると認められた場合、失格となります。また、いわゆる「さくら」（特定の人物に特定のセリフを言ってもらったり、特定の行為を行ってもらったりする行為）を使った演技者は失格となります。

5. 演技上の注意点

①ジャパンカップ期間中に演じられたコンテスト演技の内容については、全て演技者の責任とします。特に演技についての必要な権利と許可条件についてはコンテスタント御自身で御確認頂きます。

②演技に音楽を使用する場合には、次に掲げる権利処理が必要になります。

a. 音楽著作権

マジックで音楽を使用する場合、音楽の演奏権使用料が発生します。著作権管理団体には **JCMA** が窓口となり、権利処理手続きを行いますので、事前に使用楽曲リスト（楽曲名、作詞者、作曲者、演奏・歌唱者名、使用分数）を提出して下さい。

b. 音源使用許諾

演技に使用される音楽が、市販のCD、テープ、音楽配信等の音源を使用する場合、レコード会社等に音源使用の許諾が必要になります。この使用許諾手続きはコンテスタント自身に行って頂きます。許諾手続きにつきましては、レコード会社にお問い合わせ頂くか、**JCMA** にご相談下さい。また、上記の権利許諾を得られない場合は、コンテスタントとの話し合いにより当該部分を他の音楽に差し替えて頂く場合もあります。尚、権利処理に関わる費用につきましては、コンテスタントの負担となりますが、使用料、支払方法につきましては別途相談させて頂きます。

③演技に音楽を使用する場合には、その再生機器は演者が用意し、演技毎に持ち運び、その操作も演者または演者に同行するアシスタントが行うものとします。

④上記③項にも関連しますが、演技に要する道具の出し入れ、音楽再生機器の操作等を演者自身が行わない場合は、演者は独自のアシスタントを用意して頂く必要があります。またこの場合、アシスタントはジャパンカップに「一般参加」としてお申し込み頂くことになります。

⑤会場にはクローズアップテーブル（直径約 160cm の半円形、高さ約 70cm）が用意されています。クローズアップテーブルを使用しない場合は、**JCMA** スタッフがテーブルを片付けます。また、演者自身がクローズアップテーブルを持ち込むことも可能ですが、その運搬や出し入れは演者自身または、演者のアシスタントが行うものとします。尚、着席して演じる方のために **JCMA** では椅子も準備しております。

⑥コンテスタントは5分以上10分以内で演じなければなりません。

⑦本選のコンテストは、約 25 名の観客がいる会場で同一の演技を4回演じなければなり

ません。(コンテストは 90 分で、この間に 2 つの会場で 2 度演じることになります。30 分の休憩をはさみ、さらに他の観客を対象として先ほどと同じ 90 分のコンテストを行います。従って、この間にも 2 つの会場で 2 度演じることになります。) リセット時間が 20 分程度しかとれない場合がありますので十分ご注意ください。

⑧演技の開始はコンテストがステージに現れた時か、音楽がかかり演技が始まった時点とします。

⑨演技時間が 10 分を過ぎた場合、タイムキーパーから演技の中止を命じられる場合があります。

⑩演順はジャパンカップ・運営委員会で決定します。

⑪演技上、電源が必要な場合は事前にご相談下さい。ただしこれは会場側の会場使用条件にも関わることで、原則としては乾電池式・充電式の機器をご使用頂くことになります。

6. ビデオ撮影・写真撮影

① **JCMA** はコンテストの演技をビデオ・写真等で記録する場合があります。ビデオは資料として保管しますが、演技者の許可なくこれを公表することはありません。写真については、演技者の許可なく、広報を目的として様々なメディアを通じて公表する場合があります。

②観客はコンテストの演技をビデオ・写真等で記録することは許可されておりません。

7. コンテスト参加申し込み方法

①参加申込書に必要事項を記入して **JCMA** に送付（郵送または FAX）するか、e-mail に添付して送信して下さい。尚、申込用紙は PDF ファイルと WORD ファイルで用意されています。e-mail で送信される方についてはコンテスト当日に、署名欄に署名をして頂きますので、送信時は署名欄は空欄で結構です。

②パンフレット掲載用の顔写真をお送り下さい。メールで送信される場合は、j-peg ファイルをメールに添付してお送り下さい。

③参加申込書をもとに **JCMA** がコンテストの紹介文等を作成し、顔写真と共に **JCMA** のホームページ、パンフレット類で公表される場合があることを、ご承諾下さい。

④本コンテストの申し込み〆切は1月末とします。必要書類と事前選考用の DVD が1月末までに **JCMA** に届きますよう、十分ご注意ください。**JCMA** の事前選考審査会がジャパンカップ・コンテストの出場者（8名以下）を2月末日までに選考します。同時に補欠者が選考される場合があります。

⑤事前審査（予選）の合格者はジャパンカップ参加費が免除されます。ただし「立ち見席」となりますので、指定席をご希望の場合は、一般参加者同様のお申し込みをなさして下さい。補欠者及びアシスタントは、参加費の免除はありません。一般参加者同様のお申し込みをなさして下さい。補欠者が、繰り上がりで実際にコンテストに参加することになった場合は、お支払いになった参加費は全額返金致します。

⑥申込先は以下の通りです。

365-0037 埼玉県鴻巣市人形 4-6-25
NPO 法人日本クロスアップマジシャンズ協会
電話 048-543-2102 ファックス 048-543-8088
e-mail magic@kk.ijj4u.or.jp